

流 情 改 第 1 7 号

令 和 3 年 5 月 2 8 日

流山市行財政改革審議会

会長 森 達也 様

流山市長 井崎 義治



「まちづくり報告書」による行政評価について（諮問）

本市は、令和2年1月17日付の貴審議会からの答申（「流山市経営改革プラン」の策定及び内容について）を受け、令和2年3月に「流山市経営改革プラン」を策定しました。さらに、同プランに基づき「まちづくり報告書」による行政評価を開始し、1年が経過したところです。

「まちづくり報告書」は、主要事業における成果指標の推移を踏まえた、まちの状態指標の状況等を「施策別評価」として示すことで総合計画の進捗状況を明らかにするものです。これにより総合計画の目標達成に向けた施策の推進と向上を図るほか、限られた経営資源の「選択と集中」及び事業活動の「改革と改善」への活用を行うものです。

この「まちづくり報告書」を本市のまちづくりにより効果的に活用し、本市が行財政経営をより一層効率的かつ効果的に推進していくため、貴審議会に意見を求めたく諮問します。

第1回流山市行財政改革審議会次第

令和3年5月28日（金）

午前9時30分～11時

第1庁舎3階庁議室

1. 議題

- (1) 令和3年度諮問事項について
- (2) 令和3年度行財政改革審議会の進め方について
- (3) 流山市経営改革プラン及びまちづくり報告書について
- (4) その他

【配布資料】

- 【資料1】 令和3年度行財政改革審議会の開催概要
- 【資料2】 「流山市経営改革プラン」の策定及び内容について
(前回の答申)
- 【資料3】 流山市経営改革プラン
- 【資料4】 まちづくり報告書について
- 【資料5】 令和3年度版まちづくり報告書（案）

令和3年度行財政改革審議会 開催概要

審議対象

行政評価制度「まちづくり報告書」について

審議目的

まちづくり報告書が、経営改革プランに記載された狙いを反映できているか伺います。

審議事項

1 評価の内容に関して

適正な評価を行い、PDCAサイクルを強化するために、下記の点についてご意見をお願いします。

- ① 俯瞰的な視点から評価されているか。
- ② 各事業の活動や成果が「見える化」されているか。
- ③ 部局横断的な評価が実施できているか。

2 評価の活用に関して

事業のさらなる選択と集中を図るために、まちづくり報告書の活用についてご意見をお願いします。

令和3年度行財政改革審議会 開催スケジュール

1 開催日及び議題

【諮問】5月28日（金）9時30分～ 庁議室

【第1回審議会】諮問が終了次第開催 概ね1時間程度

・議題：令和3年度諮問事項について

令和3年度審議会の進め方について

流山市経営改革プラン及びまちづくり報告書について

【第2回審議会】7月2日（金）14時～16時

・議題：意見の確認

【第3回審議会】7月21日（水）14時～16時

・議題：意見の確認、調整、集約等

【第4回審議会】8月17日（火）14時～16時

・議題：答申案について

【答申】9月17日（金）14時～15時

令和2年1月17日

流山市長 井崎 義治 様

流山市行財政改革審議会
会長 森 達也



「流山市経営改革プラン」の策定及び内容について（答申）

令和元年10月2日付け流情改第18号の諮問事項について、下記のとおり答申します。

記

1 これまでの行財政改革プラン及び市の現状と課題について

流山市は、徹底した行財政改革をトップダウンで進めるため、「新行財政改革実行プラン」から着手し、部課長（ミドル層）のマネジメント力の強化のための「行政経営戦略プラン」、更にボトムアップ型の改善の強化を目的とした「行財政改革・改善プラン」の推進と、段階的に改革・改善計画を策定し、実行してきた。その結果、経営資源である職員、施設、財政に関する現状と課題について、以下のように評価、認識する。

(1) 職員について

人口当たりの職員数を県下最少にしつつも、人口増加に伴って増加する市民ニーズに対応するため、必要に応じた職員の適正配置のもと、行政サービスの維持及び向上に努め、市民満足度を向上させている。

一方で、将来的な人口減少時代を見据えると、職員の確保が難しくなっていくことが想定されるため、今後も続く業務増加にAI（人工知能）やRPA（ロボティクスの活用による業務プロセスの自動化技術）等の導入も踏まえて労働力不足に対応しつつ、長期的な視点からの職員の確保と体制づくりが必要である。

(2) 施設について

公共施設の多くが昭和45年から昭和55年頃にかけて集中的に整備されており、また学校施設の建設等、今後は多額の改修・建替費などが必要となると試算されている。

施設の長寿命化や大規模改修更新等については、「公共施設等総合管理計画」と「個別施設計画」が策定されているが、計画を進めるためには、財政面に配慮しつつ実施計画と着実に連動させる必要がある。

また、今後必要な施設については、人口減少時代を見据え、既存施設の多目的活用を進めるとともに、他用途へ利用可能な建物や設備の設計、建設等に様々な手法を取り入れるなど、資産の固定化を軽減する検討も必要である。

(3) 財政について

予算規模は増加傾向にあるが、「健全財政維持条例」の規定に基づき設定されている財政判断指標（「実質公債費比率」「将来負担比率」）は良好であり、財政の健全性を保っていることは評価できる。

今後は、人口増加に伴う市税収入の増加が見込める一方で、扶助費などの義務的経費の増加に加え、学校建設をはじめとするインフラ整備など、大きな支出を伴う事業により、大幅な投資的経費の増加が見込まれる。

財政調整積立基金の残高が減少する可能性もあり、より厳しい予算編成において、事業の精査と厳選が必要になると思われる。

2 「流山市経営改革プラン」の策定について

市の現状と課題を総括すると、行政経営については限られた経営資源を効果的・効率的に配分し、施策や事業が展開されているが、今後も人口増加に伴い子育て、教育及び福祉のニーズが増加し、施設の整備が必要になる一方、厳しい予算編成状況が続くことが予想され、適正な職員数を確保しつつ、市民の理解のもと、実施する事業の選択及び投入する経営資源の集中を図り、総合計画を着実に推進する必要がある。

経営資源を有効活用し、施策及び事業を着実に実施するためには、

総合計画における現行の進行管理の制度・仕組みを見直し、一層効果的な「流山市経営改革プラン」を策定すべきと考える。

3 「流山市経営改革プラン」の方針と取組みについて

総合計画における進行管理を着実にを行い、マネジメントサイクルを有効に回していくために、当審議会として以下を提案する。

(1) 評価体系について

ア 個別の事業の積み上げから評価するのではなく、施策評価と事業評価を一体化し、俯瞰的な視点から評価を行うべきである。

イ 縦割り組織による画一的な運営を避けるため、総合計画の体系に沿った部局横断的な評価を取り入れるべきである。

また、評価は自部局のみで行うのではなく、関連課による相互評価を取り入れつつ、主管部局が責任をもって総括・評価するなど、評価精度の向上と組織間連携の強化を図るべきである。

ウ 「まちづくり」への市民の参加を促すには、施策への理解が欠かせないことから、わかりやすく簡潔な評価体系とするべきである。

(2) 評価基準と手法の見直しについて

ア 施策や事業による活動と、その成果を整理したうえで、明確で適正な評価基準を設定するべきである。

イ 評価にかかる事務量が多い一方、その結果が活用されない状況は、「評価疲れ」を招く傾向にあることから、評価にかかる負担を最小限にするとともに、評価結果のさらなる活用を図るべきである。

(3) マネジメントサイクルの強化に向けて

ア 限られた経営資源を有効活用できるよう、行政評価（Check、Action）の結果を、概算要望及び予算編成（Plan）に着実に反映し、事業の選択と集中の実効性を高めるべきである。

イ 行政評価の結果が職員の士気や質の向上を通じて、マネジメントサイクルの一層の強化に繋がるよう人事評価との関連性についても、今後検討、研究を進められたい。

令和元年度流山市行財政改革審議会委員

会 長	森	達也
副会長	井田	明子
委 員	浅川	陽子
委 員	石合	建祐
委 員	石田	光規
委 員	岩渕	泰晶
委 員	岡村	総一郎
委 員	近藤	明人
委 員	重村	陽子
委 員	首藤	慎一
委 員	浪川	昌弘
委 員	古屋	潮
委 員	洞下	英人
委 員	山中	有紀

流山市経営改革 プラン

令和2年3月



目次

1	はじめに.....	3
2	これまでの行財政改革プランとその成果.....	4
	（1）新行財政改革実行プラン.....	4
	（2）行財政経営戦略プラン.....	4
	（3）行財政改革・改善(カイゼン)プラン.....	4
	改革・改善の取組み事例.....	5
3	流山市の現状と課題.....	7
	（1）これまでの成果.....	7
	（2）将来人口推計.....	7
	（3）職員について.....	8
	（4）公共施設について.....	9
	（5）財政状況について.....	9
	（6）現状の課題とプラン策定の趣旨.....	9
4	プランの位置づけ.....	10
5	プランの期間.....	11
6	プランの目指すもの.....	11
7	具体的な取組み.....	12
	（1）選択と集中の強化.....	12
	（2）組織力の向上.....	13
	（3）生産性の向上と付加価値の創造.....	14
8	用語集.....	16

1 はじめに

国は、平成17(2005)年度に、地方公共団体が行政改革の具体的な取り組みを集中的に実施するために、いわゆる「集中改革プラン¹」を策定しました。

そして、流山市では、これに歩調を合わせ「新行財政改革実行プラン」を策定し、以来5年ごとにプランを策定して行財政改革に取り組んできました。

平成17(2005)年は、つくばエクスプレスが開業した年であり、流山市の人口(住民基本台帳による)は、当時の150,910人から令和2年(2020)年1月1日時点で195,476人へと4万人以上(約29.3%)増加し、まちの姿は大きく変わりました。

また流山市は、平成16(2004)年、全国に先駆けて「マーケティング課」を設置した上で、「都心から一番近い森のまち」「母になるなら、流山市。」など、目指すべき都市ブランドとして一貫したイメージの方向性を明確にしました。そして、「グリーンチェーン戦略」や、「送迎保育ステーション」といった、イメージに即した施策を展開してきました。(なお、その後「都心から一番近い森のまち」は、総合計画における目指す将来の都市像(ビジョン)に位置付けられました。)

一方で、現在市を取り巻く国の社会経済情勢に目を向けると、本格的な人口減少社会が到来し、全国的な少子・高齢化に加え、地方自治体においては、地域コミュニティ機能の低下、義務的経費の増加による財政構造の硬直化²、扶助費やインフラ更新費用の増大等大きな社会課題を抱えています。

また、地方公務員数は、平成6(1994)年の328.2万人から平成28(2016)年の273.7万人へと約2割(54.5万人)が減少しましたが、総務省の「自治体戦略2040構想研究会³」により平成30(2018)年7月に公表された報告では、人口減少や労働力の不足等を背景に、令和22(2040)年には今の半数の公務員で行政を支える必要があるとして、圏域における行政や共助の法制化を提唱するなど、今後の自治体経営は難しいかじ取りが求められます。

そのような中で、市は20年ぶりに総合計画⁴を改定し、新たな時代を迎える中で本プランがスタートします。



2 これまでの行財政改革プランとその成果

新たなプランの策定にあたり、これまでの行財政改革プランとその成果について総括します。

(1) 新行財政改革実行プラン

市民満足度を高め、都市間競争をリードすることを目的として、国の「集中改革プラン」に歩調を合わせ、「新行財政改革実行プラン」を策定しました。(平成17(2005)年度～平成21(2009)年度)

本プランは、市長を長とする「行政改革推進本部⁵」を中心として、トップダウン型の改革により、徹底した行財政の改革に取り組みました。

またこの間、「自治基本条例⁶」「議会基本条例⁷」を同時施行し、自治体経営において市民、議会、行政の協働した市民自治によるまちづくりを積極的に進めました。

(2) 行財政経営戦略プラン

平成22年度にスタートした、総合計画の後期基本計画を実現するため、「地域主権」に対応し、自立し独自性の高い行政主体としての役割を果たすため、「行政運営」から「自治体経営」への転換を図り、さらに「選択と集中」を進めることを目的に、「行財政経営戦略プラン」を策定しました。(平成23(2011)年度～平成27(2015)年度)

それまでの行財政改革の取組みは、一定期間におけるコストの削減に取り組むことを主目的としていましたが、本プランでは、各部局長を「行政の経営者」として、「部局長の仕事と目標⁸」を中心として、数値目標等を設定し、その実績を公表することで部局長や課長といったミドル層のマネジメントの強化を図りました。

(3) 行財政改革・改善(カイゼン)プラン

後期基本計画における下期実施計画で位置づけた事業の実施にあたり、配慮すべき共通の経営視点として「改革・改善の項目」を掲げ、トヨタ方式⁹を参考にした「改善(カイゼン)」に取り組むこととし、「行財政改革・改善(カイゼン)プラン」を策定し、ボトムアップの強化を図りました。(平成28(2016)年度～平成31(2019)年度)

本プランでは、それまでの歳入確保・歳出削減や市民及び市民団体との

連携・協働の推進に加えて、「事業改善」「業務改善」「職場改善」について、各部局が主体的に取組み、「部局長の仕事と目標」において記載・公表することで、自発的な改善の取組みを推進しました。

そして、プランの趣旨に則り、「カイゼンの手引き¹⁰」というハンドブックを発行したほか、庁内報として「カイゼン通心(つうしん)¹¹」を季刊で発行することで、職員の啓発を図り、職員からは「改善行動の取組み報告¹²」を求め、各課の改善を見える化し、庁内での共有を図り、全体の推進を図りました。

改革・改善の取組み事例

歳入確保・歳出削減に係る改革・改善

- ネーミングライツの導入により、キックコマン アリーナ(写真左)では5年間で6,000万円、スターツおおたかの森ホール(写真右)では5年間で1,800万円の歳入確保を図りました。
- 市税等納付コールセンターの開設により、税及び保険料の収納率の向上を図り、財源の確保に努めました。
- 民間による省エネルギー化(ESCO)事業を活用し、各自治会が所有・管理する防犯灯を一括でLED化することで、電気料金の節減を図りました。



市民及び市民団体との連携・協働の推進

- おおたかの森市民窓口センターを開設するにあたり、パスポート交付事務も含め、窓口業務の民間委託を行いました(写真左)。
- 商店街空き店舗活用事業等補助金制度を活用し、「Trist」という新たなワーキングスペースが生まれました。子育て中の母親が多様な働き方ができる場所であり、都内企業などのサテライトオフィスを誘致するなど、地域の雇用が創出されています。(写真右)



事業の改革・改善、業務改善、職場改善

- 市議会の議場システムを更新し、議会中継などの映像や音声は鮮明になったほか、千葉県内の市町村では初めて本会議のライブ中継に手話通訳を導入し、インターネット議会中継のバリアフリー化を図りました。(写真左)
- マイナンバーカードを活用し、全国の主要コンビニエンスストアなどで住民票の写し、印鑑登録証明、戸籍証明、税証明等の交付が受けられる「コンビニ交付サービス」を導入しました。(写真右イメージ)
- 選挙において当日投票受付システムを導入し、受付に係る処理時間の短縮、混雑の解消による有権者の投票環境の向上及び投票事務従事者の負担軽減を図りました。



3 流山市の現状と課題

(1) これまでの成果

ここまで見てきたように、行財政改革に関しては、「トップダウンによる改革の推進」、「ミドル層のマネジメント力の強化」、「ボトムアップ型の改善の強化」と段階的に手を打ってきました。この間、「都心から一番近い森のまち」という明確なビジョンを掲げ、これに即した具体的な施策を展開した結果、前述のとおり人口は大幅に増加したのみならず、「まちづくり達成度アンケート¹³」における市民満足度も向上しています。

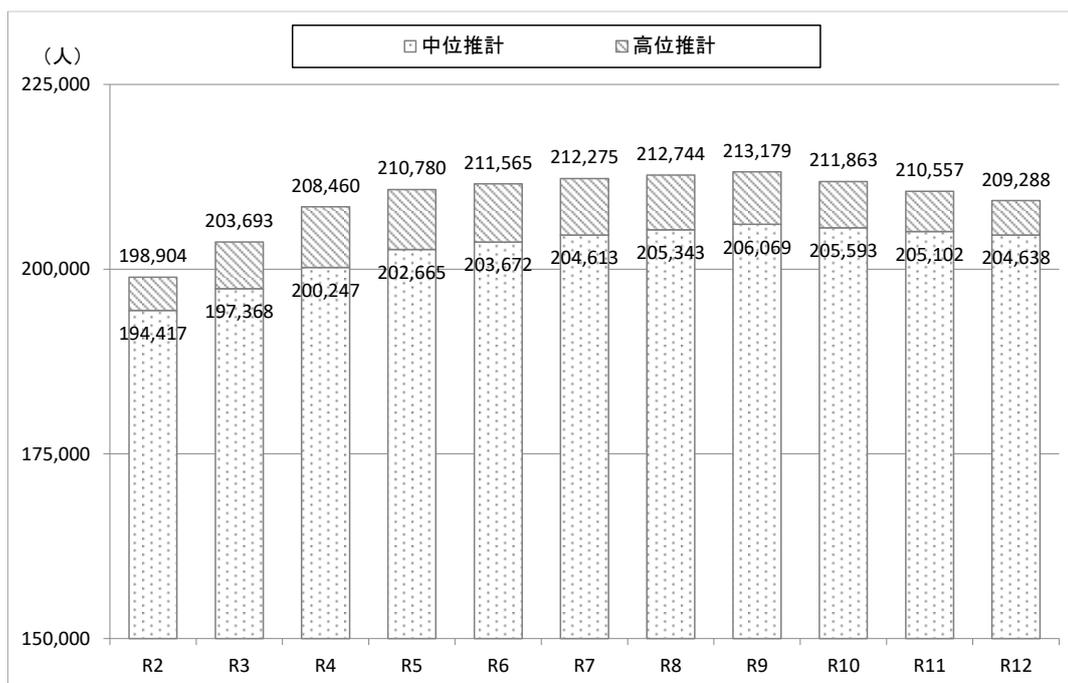
アンケート設問	平成17年度	令和元年度	増減
住み心地がよいと感じている市民	67.7%	81.7%	14.0%
これからも住み続けたいと思う市民	72.4%	82.7%	10.3%
行政について信頼している市民 (平成21年度より設定)	46.5%	70.1%	23.6%

一方で、アウトソーシング¹⁴の推進など効率的な行財政運営を推進した結果、市の職員数と人口1,000人当たりの職員数の割合は千葉県下で最少となりました。(いずれも4月1日時点)

項目	平成17年	平成31年	増減
職員数	1,104人	1,078人	▲26人
人口(住民基本台帳 4月1日時点)	150,910人	191,792人	40,882人
人口1,000人当たりの職員数	7.27人	5.62人	▲1.65人

(2) 将来人口推計

平成30(2018)年の将来人口推計では、中位推計・高位推計ともに近い将来人口は20万人を突破し、令和9(2027)年をピークに緩やかに減少していくものの、基本計画の計画期間内は20万人を維持するものと推計しています。



図表1 将来人口中位推計・高位推計

(3) 職員について

職員については、前述のとおり、人口当たりでは県下最少の職員数により行政運営を行っております。

職員の現状としては、適正配置のもと、効率的な行政運営を行っているものの、将来的な人口減少時代を見据えると、職員の確保が難しくなっていくことが想定されるため、長期的な視点からの職員の確保と体制づくりが必要です。



図表2 人口と職員数の推移

(4) 公共施設について

本市では、公共施設については、「民間にできることは民間に」の方針に基づき、民間で提供できるサービスは可能な限り民間から調達することで、保有する施設総量を抑制しつつ、保有する施設を財産と捉え戦略的な施設経営を行う「ファシリティマネジメント¹⁵」を推進しています。

また、市の公共不動産の保有状況を把握・分析し、更新費用の見込みを明らかにしつつ、用途ごとの戦略的な資産経営の方針を記す「公共施設等総合管理計画¹⁶」を平成27(2015)年に策定し、「個別施設計画¹⁷」を平成30(2018)年11月に策定したところです。

本市の公共施設の多くが昭和45(1970)年から昭和55(1980)年頃にかけて集中的に整備されたことから、計画的な施設の長寿命化や大規模改修更新などが必要です。

現在、取り組んでいるファシリティマネジメントを引き続き推進するとともに、将来的な人口減少を見据えた機能の集約や時代のニーズに応じた施設の転用、複合化など、施設のライフサイクルコスト(生涯費用)の見直し、人口動態や財源変動を見据えた資産の有効活用を進めます。

(5) 財政状況について

財政状況については、過去10年間の一般会計歳出決算額の推移を見ると、平成21(2009)年度の414億円に対し、平成30(2018)年度は561億円で、財政規模は人口増加に伴い大幅に増えています。

平成30(2018)年度に施行した「流山市健全財政維持条例¹⁸」の第13条の規定に基づき、健全財政が維持されているかどうかを定期的に把握するため、「財政判断指標」を設定しており、平成30(2018)年度決算時点の実質公債費比率は2.5%、将来負担比率は27.1%となっており、急を要する状態にはありませんが、今後については、人口増加に伴う市税収入の増加が見込める一方で、扶助費などの義務的経費の増加に加え、学校建設や学童保育の整備、消防署の移転、焼却施設の長寿命化など、大きな支出を伴う事業により、大幅な投資的経費の増加も見込まれます。

(6) 現状の課題とプラン策定の趣旨

これらの状況を総括すると、本市では限られた経営資源(ヒト・モノ・カネ)を効率的・効果的に配分し、施策や事業を展開し、市民満足度は向上して

いますが、今後も人口増加に伴って、市民ニーズが増加、多様化し、施設の整備も必要になるため、厳しい予算編成が続くことが予想されます。

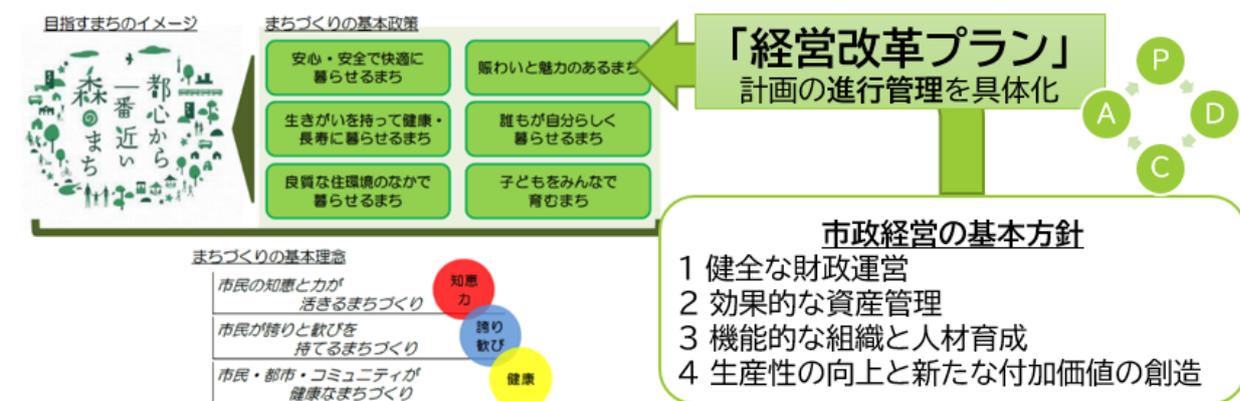
このような状況でも、市の目指す姿に向かっていくためには、適正な職員数を確保しつつ、施設の維持管理を行い、健全財政を維持しながら、実施する事業の選択及び投入する経営資源の集中を図るとともに有効活用し、総合計画を推進するために、その進行管理を着実に行っていく必要があります。

このため、新たな総合計画に沿った進行管理の制度・仕組みを具体化した「流山市経営改革プラン」を策定します。

4 プランの位置づけ

令和2年度からスタートする流山市総合計画では、「都心から一番近い森のまち」の実現に向け、6つの「まちづくり基本政策」及びその根底に共通する3つの「まちづくりの基本理念」を掲げています。

また、この「まちづくりの基本政策」に基づいた施策や事業を進めるため、4つの「市政経営の基本方針」が定められています。



図表3 流山市総合計画と本プランの位置づけ

本プランは、この「市政経営の基本方針」に基づき、その進行管理における考え方や取組みを具体化したものと位置付けます。

5 プランの期間

本プランは、総合計画の実現を目的としているため、この基本計画のうち、前半の5年間とします。



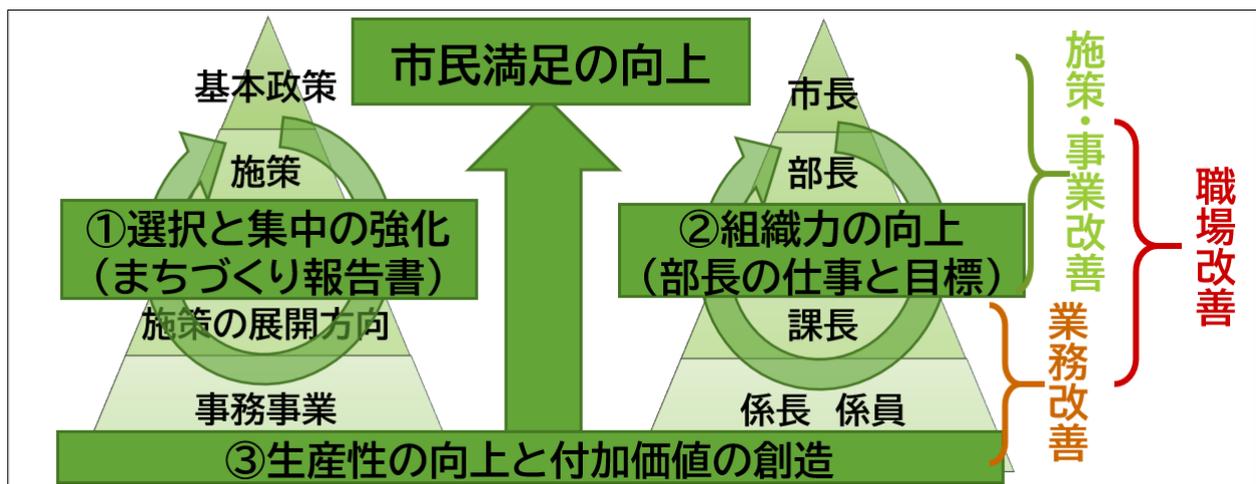
図表4 プランの期間

6 プランの目指すもの

前述のとおり、総合計画では、4つの「市政経営の基本方針」を掲げていますが、下記の①から③については、対応する条例、計画及び方針が位置付けられており、各々取組みを進めてまいります。

- ①健全な財政運営……………「健全財政維持条例」
- ②効果的な資産管理……………「公共施設等総合計画」「個別施設計画」
- ③機能的な組織と人材育成…「流山市人材育成基本方針¹⁹⁾
「定員適正化計画²⁰⁾」

本プランでは、「④生産性の向上と新たな付加価値の創造」について、行政評価制度を見直すことで、計画の進行管理を行うマネジメントサイクルを確固たるものにし、1、選択と集中の強化 2、組織力の向上 3、生産性の向上と付加価値の創造の3つの方針から、市民満足につなげます。



図表5 本プランが目指すもの

7 具体的な取組み

これまでの行政評価制度では、「部局長の仕事と目標」で、各施策の成果や進捗に関して評価を行うとともに、部局長のマネジメント力の強化を図っていました。また、「事務事業マネジメントシート²¹」で、各事務事業の評価・改善を行っていました。

流山市の課題を解決しながら、総合計画を着実に推進するため、以下の取組みのもと、より一層効果的な行政評価制度を確立し、総合計画の進行管理を行います。

(1) 選択と集中の強化 施策・事業改善：限られた経営資源を、効果的に配分、活用

「選択と集中」とは、実施する事業の選択及び投入する経営資源(ヒト・モノ・カネ)の集中を図る経営戦略です。

限られた経営資源の中で選択と集中を図るため、策定された実施計画²²(Plan)のもと事業を実施(Do)したら、その施策や事業について適切な評価(Check)を行った上で改善(Action)案を策定し、新たな予算編成や実施計画(Plan)に反映するというPDCAサイクルを強化します。

ア 施策評価と事業評価の一体化

個別の事業評価を行った上でそれを積み上げても、選択と集中につながるような優先順位付けは困難です。俯瞰的な視点から評価を行うため、施策評価と事業評価を一体的に行っていきます。

イ 成果の「見える化」

施策に対して、各事業がどれくらい成果を出しているのかを「見える化」し、その評価結果を実施計画や予算に反映するというサイクルを強化することで、事業の選択と集中が可能になります。

施策には「まちの状態指標」が設定されており、それらと個別の事業の成果や活動のつながりを「見える化」するため、「ロジックモデル」の考えを取り入れます。

「ロジックモデル」とは、政策における論理構造(ロジック)を可視化するものです。何を目的として、どのような手段でそれを実現するのか、目的と手段の関係から行政活動を評価することであり、施策や事業の位置づけや関連性と、その方向性について、投入する資源(インプット)、実施される活動(アウトプット)と、その結果生じる成果(アウトカム)の関係を見やすく表現したものです。

この「見える化」により、施策や事業に設定される指標の妥当性についても明らかになるため、適正な評価が可能になります。

ウ 施策ごとに部局横断評価を実施

これまでの「部局長の仕事と目標」では、部局ごとに、その担当施策について評価を行っていましたが、一部の施策は、複数の部局が担当します。

今後は、新たな総合計画の体系に沿って、26の施策ごとに部局横断的に評価を進め、定められた主管部局長が責任をもって総括します。また、評価は自部局のみで完結させるのではなく、関連課で相互評価を取り入れるなど、評価精度をさらに高めるとともに、組織間連携の強化を図ります。

この考えのもと、行政評価を行い、「まちづくり報告書」として市民に公開するとともに、予算編成や実施計画の策定等に反映することで、事業の選択と経営資源の集中の強化を図ります。

(2) 組織力の向上 職場改善：組織マネジメントによって、職員個々の総和以上の力を発揮

「組織力の向上」とは、組織マネジメントによって、部・課・係といった組織が、職員個々の総和以上の力を発揮できるようにすることです。

このためには、部局ごとにどんな組織を目指すのか、ビジョン(目指す姿・組織運営方針)を明確にしたうえで、ミッション(組織使命・目標)を定め、メンバー全員が共有し、事業を進めていく必要があります。

今後、行政評価は「まちづくり報告書」を中心として行っていくため、「部局長の仕事と目標」を、組織力向上のためのツールとして位置づけます。部長は、部のビジョン、課長は課のミッションを定め、係長はそれに基づき、係員とともに改善目標の設定を行うことで、メンバーが一つの方向にまとまり、これまで以上にチームワークの向上を目指します。

(3) 生産性の向上と付加価値の創造 業務改善と市民サービスの向上

生産性の向上とは、業務の改善によって、より少ない予算・より少ない時間で、現状以上の成果を上げるための効率化を図ることです。

付加価値の創造とは、行政の事業・サービスにおいて、新たなものを創造し変革を起こすこと(イノベーション)で、市民生活・福祉に、より利便性・より快適性を生み出すことです。

係長・係員などを中心に、事業や業務を進めるにあたり、生産性を向上させることで、少ない経営資源でより高い成果を出すことが可能となります。

地方自治体の業務は、法律など根拠はあっても取扱いが標準化されていない業務や、各地方自治体独自に実施する業務など様々です。こうした業務を遂行するには、いずれも知識や経験が必要になります。しかし、知識及び経験不足により、又は時間に制限のある業務など日々の業務をこなすことで精一杯になると、気づく余裕は失われます。知識不足・経験不足・時間制限などの要因は、新たな気づきを生み出すことを阻害するのです。

ア 職員の「気づき」・「行動」・「共有」を生み出すためのサイクルの強化 (改善ツールの活用)

業務に関する知識や経験を積み重ね、標準化を通して全体を把握し、その上で気づきにより改善が生まれることが理想的なサイクルです。

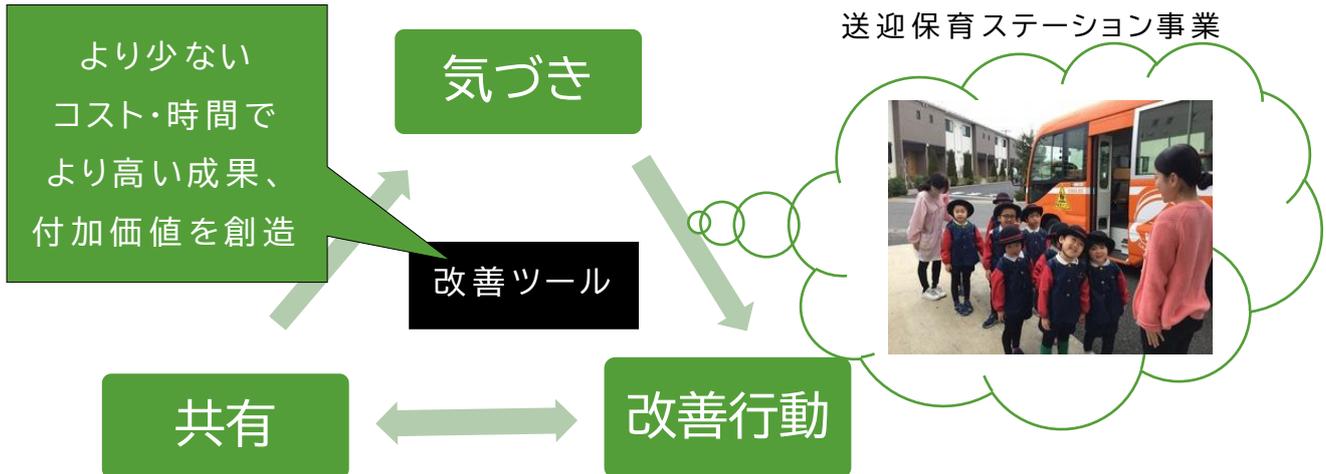
そこで、改善の視点(気づき)から行動し、改善行動を職員が共有し、それが新たな気づきにつながるサイクルを強化するため、「改善ツール」という様式を活用します。

このツールは、前述の「部局長の仕事と目標」によって、職員が共有するビジョン・ミッション・改善目標のもと、業務を進めていく際にコストや時間の削減、市民サービスの向上などに繋がる有効な改善策を類型化、可視化し、職員の行動を促します。

その上で、実際の実践を取りまとめ、全職員に共有することで、さらなる職員の気づきを生み、次の改善行動につなげるサイクルを強化します。

付加価値の創造を代表する事業

送迎保育ステーション事業



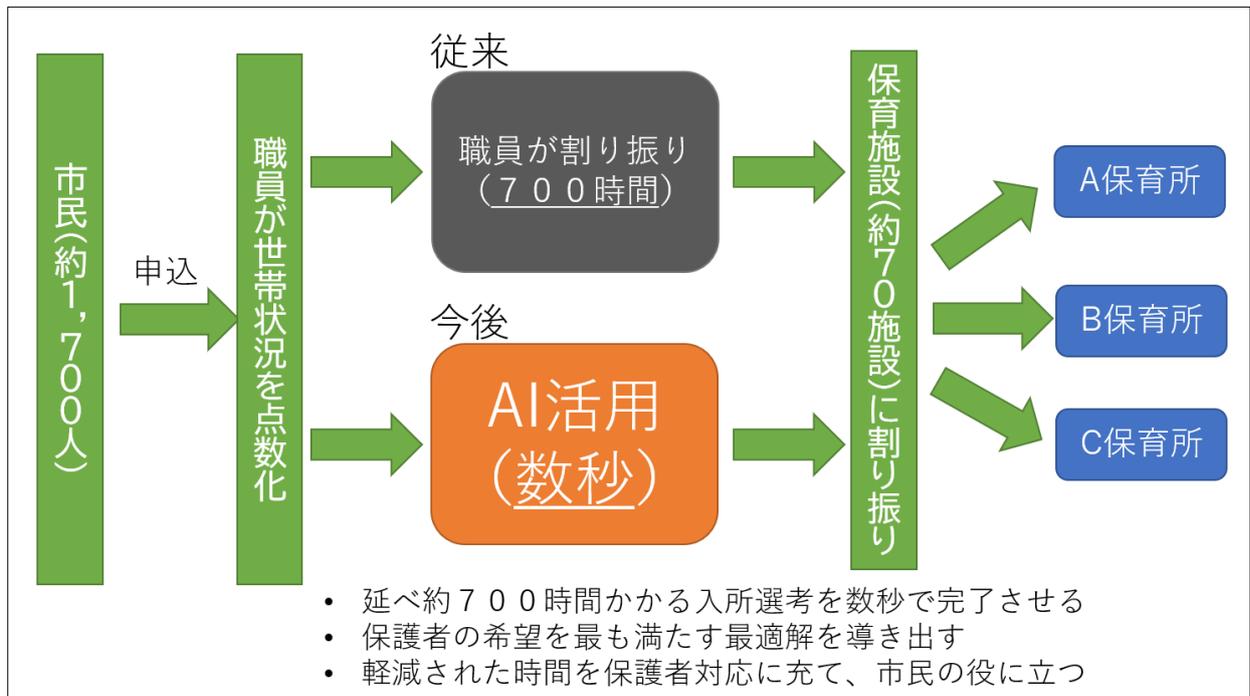
図表6 業務改善を生み出すサイクル

イ AI及びロボティクスの導入による業務効率化

AI及びロボティクスによる自動処理などの技術革新などを積極的に活用し、業務効率化を行います

定型的な業務はAI及びロボティクスを活用し、市民との密なコミュニケーションや住民相互の交流機会の創出など非定型的な業務の比率を増やしていきます。

あらゆる業務における導入を図っていくため、「改善ツール」においても、有効な改善策として位置づけ、職員の気づきと行動を促します。



図表7 AI活用事例(保育施設入所先行の流れ)

8 用語集

1 集中改革プラン

平成17(2005)年3月29日付総務省総務事務次官通知「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、平成17(2005)年度から平成21(2009)年度までの地方公共団体における行政改革の具体的な取組みを明示した計画。

2 財政構造の硬直化

地方債償還費、人件費、扶助費などの削減が困難な義務的経費が市の予算の大きな部分を占めるようになり、弾力的な財政運営が困難になること。

3 自治体戦略2040構想研究会

全国的に人口減少と高齢化を迎える中、自治体が行政上の諸課題に的確に対応し、持続可能な形で質の高い行政サービスを提供していくため、高齢者(65歳以上)人口が最大となる2040年の自治体が抱える行政課題を整理し、早急に取り組むべき対応策を検討することを目的とした総務大臣主催の研究会。

4 総合計画

本市が総合的かつ計画的な市政経営を行うための最上位計画として策定するもの。平成12(2000)年度から平成31(2019)年度までの従前総合計画が最終年度を迎えるにあたり、令和2(2020)年度から新たな総合計画がスタートする。

5 行政改革推進本部

平成17(2005)年度から平成21(2009)年度までを策定期間とした「新行財政改革実行プラン」において、効率的で市民満足度の高い行財政運営を目指していく上で、本実行プランを迅速かつ確実に実現していくため、市長を本部長として設置されたもの。

6 自治基本条例(平成21年4月1日施行)

本市が定める市民自治及び市政に関する最高規範。

7 議会基本条例(平成21年4月1日施行)

地方自治法に掲げる地方自治の本旨に基づき、市民の負託に的確にこたえ、市民福祉の向上及び市政の伸展に寄与することを目的とした議会運営における規範的事項を定めた条例。

8 部局長の仕事と目標

総合計画に基づき、各部局が担う施策の進行管理、前年度の課題とその解決策を明確に示すことに加え、流山市行財政改革・改善(カイゼン)プラン(平成28(2016)年策定)で示した、各部局が施策を進めていく際配慮すべき共通の経営視点の具体的な取組方策の推進を図るために作成するもの。

9 トヨタ方式

トヨタ自動車の生産現場で始まった“ムダの徹底的排除”“生産方式の合理化”の思想。現在では、製造業だけでなく多種多様な分野で、また経営レベルから個人の業務レベルまで様々な段階において、生産管理・効率化の手本とされている。

10 カイゼンの手引き

平成28(2016)年度から令和元(2019)年度までを策定期間とした流山市行財政改革・改善(カイゼン)プランに沿って、職場内で自発的に改善(カイゼン)に取り組む一助となるよう作成した庁内マニュアル。

11 カイゼン通心(つうしん)

改善に関する各種制度の紹介、他課の取組み、他市事例など職員に伝えることで改善行動を促すことを目的とした庁内報。

12 改善行動の取組み報告

各職員による事業改善・業務改善・職場改善の取組みについてとりまとめ、

庁内に横展開を図り、改善を推進するもの。

13 まちづくり達成度アンケート

施策評価(部局長の仕事と目標)及び事務事業評価(事務事業マネジメントシート)における成果指標実績の取得を念頭に各設問を設定した調査。行政評価シートだけではなく、アンケートの結果が様々な施策や事務事業に反映されている。

14 アウトソーシング

「外部への業務委託」等により、職員でなくてもできる業務について、民間活力を活用すること。本市においては、市民参加推進を目的として、市民個人、NPO(法人・ボランティア団体を含む)、自治会、民間企業等の団体など、外部の機能や資源を活用する「市民との協働」を推進している。

15 ファシリティマネジメント

企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ総括的に企画、管理、活用するもの。

16 公共施設等総合管理計画(平成27年8月策定)

公共施設等を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画のことであり、施設の長寿命化、適正な維持管理及び保全を図る。当該計画における基本方針の期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間。

17 個別施設計画(平成30年11月策定)

公共施設等総合管理計画に基づき、個別の施設の計画を具体的に策定したものの。

18 流山市健全財政維持条例(平成30年4月1日施行)

流山市自治基本条例に基づき、将来にわたる健全で規律ある市の財政運営に資することを目的とした市長の財政運営に関する基本事項を定めた条例。

¹⁹ 流山市人材育成基本方針(平成23年3月策定)

自治体を取り巻く環境が大きく変化し、簡素で効率的な行政運営や市民参加や協働によるまちづくりなどが求められる中、市民が望む良質な行政サービスを提供していくための、市職員の行政変革と能力開発、経営感覚を育成していくための本市人材育成の基本方針。

²⁰ 定員適正化計画(平成17年3月から5年ごとに策定)

市の一般職員について、これまでの推移とその要因、現在の状況と今後の課題などを明らかにし、今後の定員管理のあり方について、基本方針、目標、推進方法などを定めた計画のこと。なお、令和2年4月からは、第4次定員適正化計画がスタートする。

²¹ 事務事業マネジメントシート

各事務事業について、取組みをPDCAサイクルに基づいて評価した上で、部局内経営会議において管理職の判断資料として活用する他、当該事務事業について改善を図るもの。

²² 実施計画

総合計画で定められた「施策」を計画的かつ効率的に推進するための具体的な事業を定めるもの。期間は3年間だが、社会経済情勢の変化や国の制度改正、事業の進捗状況などに対応するため、行政評価を活用したローリング方式により、毎年度見直しする。



まちづくり報告書について

令和3年5月28日(金)

情報政策・改革改善課 主事 芝吹

01

総合計画
経営プラン

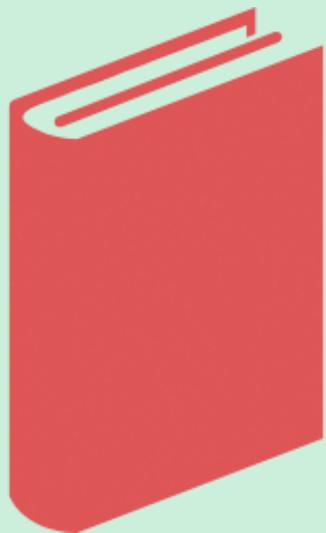
02

まちづくり報告書
(目的)

03

まちづくり報告書
(読み方)

経営プラン・総合計画



総合計画

総合的且つ計画的な市政運営を行うための
流山市の最上位計画



流山市経営改革プラン

総合計画の進行管理における考え方や取組
を具体的に記載

p12-13

「7. 具体的な取組」

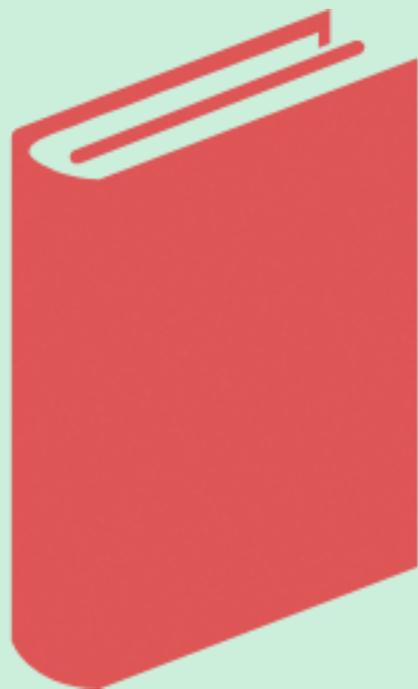
(1) 選択と集中の強化

→ まちづくり報告書



流山市経営改革プラン

経営プラン・総合計画



総合計画

計画体系

基本政策

施策

展開方向

主要事業

計画構成

基本構想

基本計画

実施計画

↑3カ年ローリング
まちづくり報告書は主に実施計画に連動

まちづくり報告書（目的）

施策 高齢者福祉		基本政策 誰もが自分らしく暮らせるまち		IV 施策分野別評価表				
主管部局 健康福祉部		施策の目的 高齢者が住み慣れた地域のなかで、いつまでも自分らしく生き生きと暮らせるまちをつくる						
まちの状態指標		指標の説明または出典元		H30実績	R1実績	単位	変動	
高齢者の人口		住民基本台帳人口（市民課）※翌年度4月1日時点		45,411	46,162	人	—	
生きがいを感じる高齢者の割合		「生きがいをもって元気に暮らしていると思いますか」における「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」の割合（まちづくり達成度アンケート）		82.8	78.8	%	↑	
要介護・要支援認定率		65歳以上の要介護・要支援認定者数／第1号被保険者数（65歳以上）×100（介護支援課）※翌年度4月1日時点		16.7	17.1	%	↓	
令和元年度の実績と評価 改善点				令和2年度の実績 課題 取組み				
<p>（主な取組み）</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者が住み慣れた地域で元気に生き生きと暮らし続けられるよう日常生活や敬老行事等の支援を行います。 介護予防に関する知識の普及や身近な地域での介護予防の取組みを行います。 <p>（評価）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度まちづくり達成度アンケートにおいて、生きがいをもって元気に暮らしている65歳以上の割合が昨年度と比べ減少していることから、改善が必要と思われます。 <p>（改善点）</p> <ul style="list-style-type: none"> サービスの内容を広報等において周知し、多くの高齢者に理解してもらうよう努めます。 				<p>（現状）</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口増に伴い高齢者人口が増加しています。 <p>（課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者への相談・対応体制の充実が必要です。 <p>（取組内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内5か所の高齢者なんでも相談室の認知度の向上及び機能の充実を図ります。 				
多様な生きがいづくり		主管課：高齢者支援課		関連課：健康増進課				
高齢者ふれあいの家支援事業		空家等を利用して、閉じこもりがちな高齢者が自由に集まり、他の高齢者や子供たちとのふれあいや健康づくり趣味活動ができる場所を提供する個人・団体等を支援します。						
担当課	区分	R1当初予算		R1決算見込	R1職員給与費(目安)	R2当初予算	R2特定財源	R2一般財源
高齢者支援課	継続	5,838		4,843	701	5,923	0	5,923
主な活動指標		H30実績	R1実績	R2目標	主な成果指標			
年間開催総数（回）		5,475	5,290	5,600	年間利用者総数（人）	72,218	69,331	70,000
市内設置場所（か所）		22	25	27				
R1年度の実績と評価 改善点				R2年度の実績 課題 取組み				
<p>（取組内容）</p> <p>自治会回覧等による事業の周知や開設希望者と家主とのマッチングにより増設に努めました。</p> <p>（評価）</p> <p>上記取組みにより新たに3か所を増設しました。</p> <p>（改善点）</p> <p>更なる増設を図るため、開設希望者の発掘に加え、開設希望者への相談支援及び取組希望者への</p>				<p>（現状）</p> <p>「ふれあいの家」の開設者への支援を通じて市内高齢者に集いの場を提供しています。市内の高齢者が歩いて行けるふれあいの家があるよう、増設に努めています。</p> <p>（課題）</p> <p>開設希望者が開設を検討する上で、会場やスタッフの確保等の課題に直面することが多く、これらの課題解決についても支援していくことが必要と考えます。</p>				

まちづくり報告書

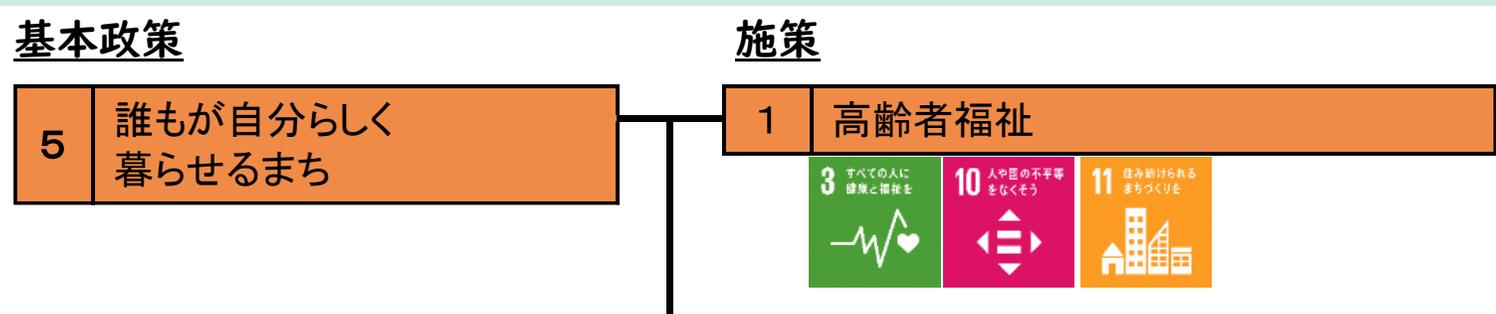


施策別評価表

まちづくり報告書（読み方）

施策 高齢者福祉		基本政策 誰もが自分らしく暮らせるまち											IV 施策分野別評価表					
主管部局	健康福祉部	施策の目的 高齢者が住み慣れた地域のなかで、いつまでも自分らしく生き生きと暮らせるまちをつくる																
1 健康	2 食生活	3 健康と福祉	4 教育	5 社会参加	6 生活環境	7 防災・安全	8 経済	9 環境	10 社会参加	11 住み続けられるまちづくり	12 持続可能な開発	13 健康と福祉	14 海洋資源	15 陸域資源	16 気候変動	17 持続可能な消費と生産		

総合計画の体系



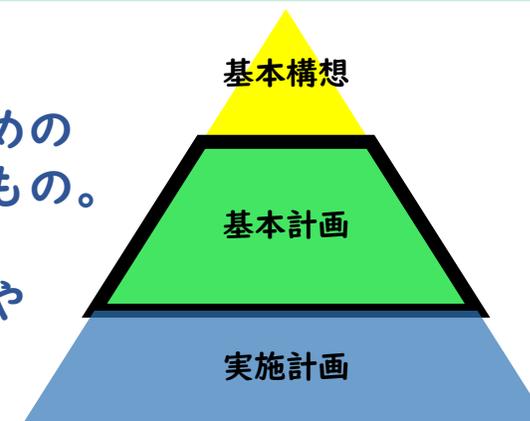
まちづくり報告書（読み方）

まちの状態指標	指標の説明または出典元	H30実績	R1実績	単位	変動
高齢者の人口	住民基本台帳人口（市民課）※翌年度4月1日時点	45,411	46,162	人	—
生きがいを感じる高齢者の割合	「生きがいをもって元気に暮らしていると思いますか」における「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」の割合（まちづくり達成度アンケート）	82.8	78.8	%	↑
要介護・要支援認定率	65歳以上の要介護・要支援認定者数／第1号被保険者数（65歳以上）×100（介護支援課）※翌年度4月1日時点	16.7	17.1	%	↓
令和元年度の取組みと評価_改善点		令和2年度の現状_課題_取組み			
（主な取組み） ・高齢者が住み慣れた地域で元気に生き生きと暮らし続けられるよう日常生活や敬老行事等の支援を行います。 ・介護予防に関する知識の普及啓発や身近な地域での介護予防の取組みを行います。 （評価） ・令和元年度まちづくり達成度アンケートにおいて、生きがいをもって元気に暮らしている65歳以上の割合が昨年度と比べ減少していることから、改善が必要と思われます。 （改善点） ・サービスの内容を広報等において周知し、多くの高齢者に理解してもらうよう努めます。		（現状） ・人口増に伴い高齢者人口が増加しています。 （課題） ・高齢者への相談・対応体制の充実が必要です。 （取組内容） ・市内5か所の高齢者なんでも相談室の認知度の向上及び機能の充実を図ります。			

まちの状態指標（施策レベルの指標）

「施策の目的」にどの程度近づいているかを、客観的に確認するための「指標名」、「現状値」及び10年後に向けて「目指す方向」を示すもの。

市の活動や成果のみならず、社会経済情勢等も含めて現れる影響や状況を指標にしている。



まちづくり報告書（読み方）

多様な生きがいがいづくり		主管課：高齢者支援課			関連課：健康増進課				
高齢者ふれあいの家支援事業		空家等を利用して、閉じこもりがちな高齢者が自由に集まり、他の高齢者や子供たちとのふれあいや健康づくり趣味活動ができる場所を提供する個人・団体等を支援します。							
担当課	区分	R1当初予算		R1決算見込	R1職員給与費(目安)	R2当初予算	R2特定財源	R2一般財源	
高齢者支援課	継続	5,838		4,843	701	5,923	0	5,923	
主な活動指標		H30実績	R1実績	R2目標	主な成果指標		H30実績	R1実績	R2目標
年間開催総数(回)		5,475	5,290	5,600	年間利用者総数(人)		72,218	69,331	70,000
市内設置場所(か所)		22	25	27					
R1年度の取組みと評価_改善点					R2年度の現状_課題_取組み				
(取組内容) 自治会回覧等による事業の周知や開設希望者と家主とのマッチングにより増設に努めました。 (評価) 上記取組みにより新たに3か所を増設しました。 (改善点) 更なる増設を図るため、開設希望者の登壇に加え、開設希望者への相談支援及び(仮)開設者への					(現状) 「ふれあいの家」の開設者への支援を通じて市内高齢者に集いの場を提供しています。市内の高齢者が歩いて行けるふれあいの家があるよう、増設に努めています。 (課題) 開設希望者が開設を検討する上で、会場やスタッフの確保等の課題に直面することが多く、これらの課題解決についても支援していくことが必要と考えます。				

総合計画

基本政策

5 誰もが自分らしく暮らせるまち

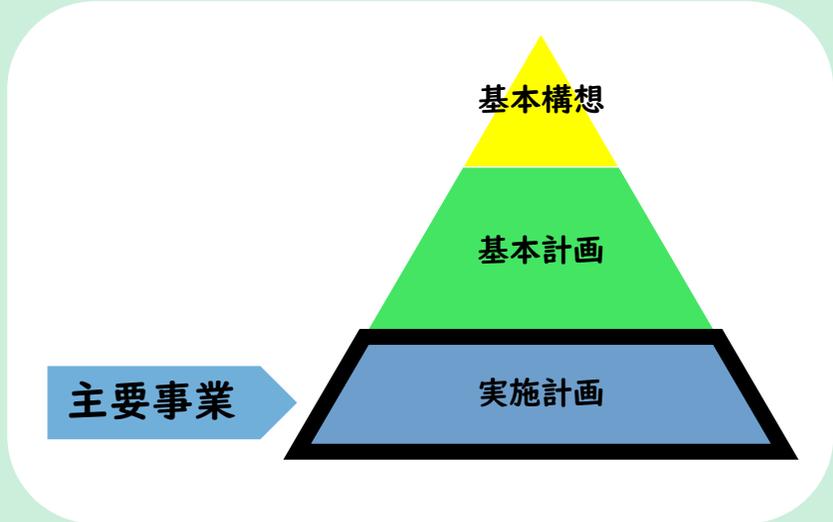
施策

1 高齢者福祉



施策の展開方向

1. 多様な生きがいがいづくり
2. 地域ぐるみ支え合い体制づくり
3. 介護体制づくり



まちづくり報告書（読み方）

多様な生きがいづくり		主管課：高齢者支援課			関連課：健康増進課				
高齢者ふれあいの家支援事業		空家等を利用して、閉じこもりがちな高齢者が自由に集まり、他の高齢者や子供たちとのふれあいや健康づくり趣味活動ができる場所を提供する個人・団体等を支援します。							
担当課	区分	R1当初予算		R1決算見込	R1職員給与費(目安)	R2当初予算	R2特定財源	R2一般財源	
高齢者支援課	継続	5,838		4,843	701	5,923	0	5,923	
主な活動指標		H30実績	R1実績	R2目標	主な成果指標		H30実績	R1実績	R2目標
年間開催総数（回）		5,475	5,290	5,600	年間利用者総数（人）		72,218	69,331	70,000
市内設置場所（か所）		22	25	27					
R1年度の取組みと評価_改善点					R2年度の現状_課題_取組み				
(取組内容) 自治会回覧等による事業の周知や開設希望者と家主とのマッチングにより増設に努めました。 (評価) 上記取組みにより新たに3か所を増設しました。 (改善点) 更なる増設を図るため、開設希望者の登壇に加え、開設希望者への相談支援及び(要)開設者への					(現状) 「ふれあいの家」の開設者への支援を通じて市内高齢者に集いの場を提供しています。市内の高齢者が歩いて行けるふれあいの家があるよう、増設に努めています。 (課題) 開設希望者が開設を検討する上で、会場やスタッフの確保等の課題に直面することが多く、これらの課題解決についても支援していくことが必要と考えます。				

活動指標

事業レベル

市の予算や人員による活動（産出）を指標にしたもの

成果指標

事業レベル

市の活動によって生み出される成果を指標にしたもの

まちづくり報告書（読み方）

施策 高齢者福祉		基本政策 誰もが自分らしく暮らせるまち		IV 施策分野別評価表					
主管部局 健康福祉部		施策の目的		人と暮らせるまちをつくる					
		基本政策							
まちの状態指標		指標の説明または出典元		H30実績	R1実績	単位	増減		
高齢者の人口		住民基本台帳人口（市民課）※翌年度4月1日時点		45,411	46,162	人	—		
生きがいを感じる高齢者の割合		「生きがいをもって元気に暮らしていると思いますか」における「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」の割合（まちづくり達成度アンケート）		82.8	78.8	%	↑		
要介護・要支援認定率		65歳以上の要介護・要支援認定者数／第1号被保険者数（65歳以上）×100（介護		16.7	17.1	%	↓		
令和元年度の取組みと評価		令和元年度の現状 課題 取組み							
<p>（主な取組み）</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者が住み慣れた地域で元気に生き生きと暮らし続けられるよう、地域支援を行います。 介護予防に関する知識の普及啓発や身近な地域での介護予防の取組みを行います。 <p>（評価）</p> <p>令和元年度まちづくり達成度アンケートにおいて、生きがいをもって元気に暮らしている65歳以上の割合が昨年度と比べ減少していることから、改善が必要と思われます。</p> <p>（改善点）</p> <ul style="list-style-type: none"> サービスの内容を広報等において周知し、多くの高齢者に理解してもらうよう努めます。 		<p>（課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者への相談・対応体制の充実が必要です。 <p>（取組内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内5か所の高齢者なんでも相談室の認知度の向上及び機能の充実を図ります。 							
多様な生きがいづくり		健康増進課							
高齢者ふれあいの家支援事業		空家等を提供		高齢者ふれあいの家等のふれあいや健康づくり趣味活動ができる場所					
担当課	区分	R1当初予算	R1決算残高	R1職員給与費(目安)	R2当初予算	R2特定財源	R2一般財源		
高齢者支援課	継続	5,000	4,000	701	5,923	0	5,923		
主な活動指標		H30		H30実績		R1実績		R2目標	
年間開催総数（回）				72,218		69,331		70,000	
市内設置場所（か所）									
R1年度の取組みと評価 改善点		R2年度の現状 課題 取組み							
<p>（取組内容）</p> <p>自治会回覧等による事業の周知や開設希望者と家主とのマッチングにより増設に努めました。</p> <p>（評価）</p> <p>上記取り組みにより新たに3か所を増設しました。</p> <p>（改善点）</p> <p>更なる増設を図るため、開設希望者の発掘に加え、開設希望者への相談や、開設希望者への</p>		<p>（現状）</p> <p>「ふれあいの家」の開設者への支援を通じて市内高齢者に集いの場を提供しています。市内の高齢者が歩いて行けるふれあいの家があるよう、増設に努めています。</p> <p>（課題）</p> <p>開設希望者が開設を検討する上で、会場やスタッフの確保等の課題に直面することが多く、これらの課題解決についても支援していくことが必要と考えます。</p>							
		施策							
		展開方向							
		主要事業							

まちづくり報告書（読み方）

施策 高齢者福祉		基本政策 誰もが自分らしく暮らせるまち				IV 施策分野別評価表			
主管部局 健康福祉部		施策の目的 高齢者が住み慣れた地域のなかで、いつまでも自分らしく生き生きと暮らせるまちをつくる							
<p>1 人口 2 生活 3 健康 4 福祉 5 環境 6 防災 7 防災 8 防災 9 防災 10 防災 11 防災 12 防災 13 防災 14 防災 15 防災 16 防災 17 防災</p>		<p>まちの状態指標</p>		<p>指標の説明または出典元</p>		<p>H30実績</p>	<p>R1実績</p>	<p>単位</p>	<p>増減</p>
<p>人口</p>		<p>住民基本台帳人口（市民課）※翌年度4月1日時点</p>		<p>45,411</p>	<p>46,162</p>	<p>人</p>	<p>—</p>		
<p>生きがいを感じる高齢者の割合</p>		<p>「生きがいをもって元気に暮らしていると思いますか」における「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」の割合（まちづくり達成度アンケート）</p>		<p>82.8</p>	<p>78.8</p>	<p>%</p>	<p>↑</p>		
<p>要介護・要支援認定率</p>		<p>65歳以上の要介護・要支援認定者数/第1号被保険者数（65歳以上）×100（介護支援課）※翌年度4月1日時点</p>		<p>16.7</p>	<p>17.1</p>	<p>%</p>	<p>↓</p>		
<p>令和元年度の取組みと評価_改善点</p>					<p>令和2年度の現状_課題_取組み</p>				
<p>（主な取組み） ・高齢者が住み慣れた地域で元気に生き生きと暮らし続けられるよう日常生活や敬老行事等の支援を行います。 ・介護予防に関する知識の普及啓発や身近な地域での介護予防教室を開催します。 （評価） ・令和元年度まちづくり達成度アンケートにおいて、生きがいを感じる高齢者の割合が昨年度と比べ減少していません。引き続き、生きがいを感じる高齢者の割合を増やすための取組みを進めます。 （改善点） ・サービスの周知や広報等において周知し、多くの高齢者に理解してもらうよう努めます。</p>					<p>（現状） ・人口増に伴い高齢者人口が増加しています。 ・高齢者人口の増加に伴い、介護予防の必要性が高まっています。 ・介護予防の認知度の向上及び機能の充実を図ります。</p>				
<p>多様な生きがいづくり</p>		<p>主管課：高齢者支援課</p>		<p>関連課：健康増進課</p>					
<p>高齢者ふれあいの家支援事業</p>		<p>空家等を利用して、閉じこもりがちな高齢者が自由に集まり、他の高齢者や子供たちとのふれあいや健康づくり趣味活動ができる場所を提供する個人・団体等を支援します。</p>							
<p>担当課</p>		<p>区分</p>	<p>R1当初予算</p>	<p>R1決算見込</p>	<p>R1職員給与費(目安)</p>	<p>R2当初予算</p>	<p>R2特定財源</p>	<p>R2一般財源</p>	
<p>高齢者支援課</p>		<p>継続</p>	<p>5,838</p>	<p>4,843</p>	<p>701</p>	<p>5,923</p>	<p>0</p>	<p>5,923</p>	
<p>主な活動指標</p>		<p>H30実績</p>	<p>R1実績</p>	<p>R2目標</p>	<p>主な成果指標</p>		<p>H30実績</p>	<p>R1実績</p>	<p>R2目標</p>
<p>年間開催総数（回）</p>		<p>5,475</p>	<p>5,290</p>	<p>5,600</p>	<p>年間利用者総数（人）</p>		<p>72,218</p>	<p>69,331</p>	<p>70,000</p>
<p>市内設置場所（か所）</p>		<p>22</p>	<p>25</p>	<p>27</p>					
<p>R1年度の取組みと評価_改善点</p>					<p>R2年度の現状_課題_取組み</p>				
<p>（取組内容） 自治会回覧等による事業の周知や開設希望者と家主とのマッチングにより増設に努めました。 （評価） 上記取組みにより新たに3か所を増設しました。 （改善点） 更なる増設を図るため、開設希望者の発掘に加え、開設希望者への相談支援及び開設者への</p>					<p>（現状） 「ふれあいの家」の開設者への支援を通じて市内高齢者に集いの場を提供しています。市内の高齢者が歩いて行けるふれあいの家があるよう、増設に努めています。 （課題） 開設希望者が開設を検討する上で、会場やスタッフの確保等の課題に直面することが多く、これらの課題解決についておまねしていただくことが必要と考えます。</p>				

まちの状態指標

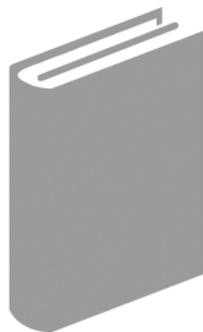
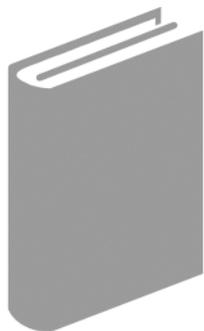
施策評価

展開方向

主要事業

まちづくり報告書（読み方）

部局長の仕事と目標
(施策評価)
(年3回の作成期間)



事務事業マネジメントシート
(事務事業評価)
(約800事業対象)



まちづくり報告書

まちづくり報告書について

ご清聴、有難う御座いました。

総合計画の概要について



基本構想 (基本計画の見直しの際に一緒に見直し)

目指すまちのイメージを示し、それを実現するための「まちづくりの基本理念」と「まちづくりの基本政策」を定めるもの。

基本計画 (R2年度～R11年度)

基本構想に示す「目指すまちのイメージ」の実現に向けて、「まちづくりの基本政策」に基づき、「施策」を体系別に整理するもの

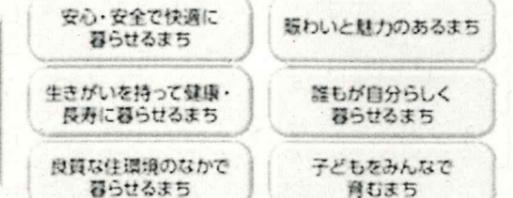
実施計画 3カ年計画 (毎年ローリング方式)

基本計画で定めた「施策」を推進するための具体的な事業を定めるもの

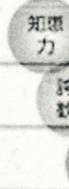
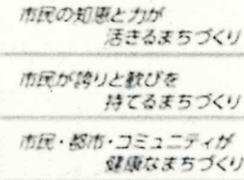
目指すまちのイメージ



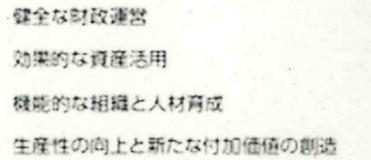
まちづくりの基本政策



まちづくりの基本理念



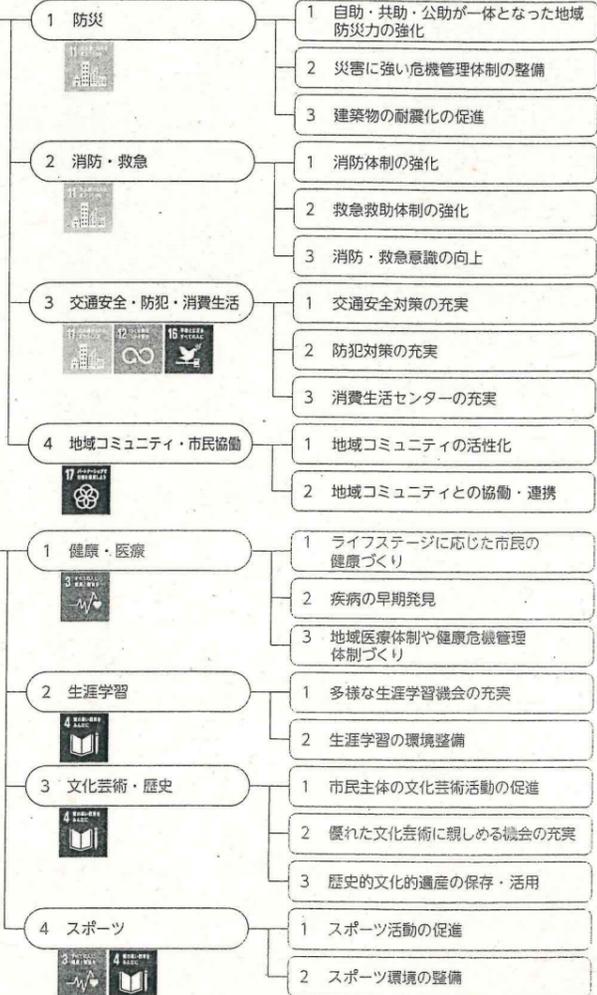
市政経営の基本方針



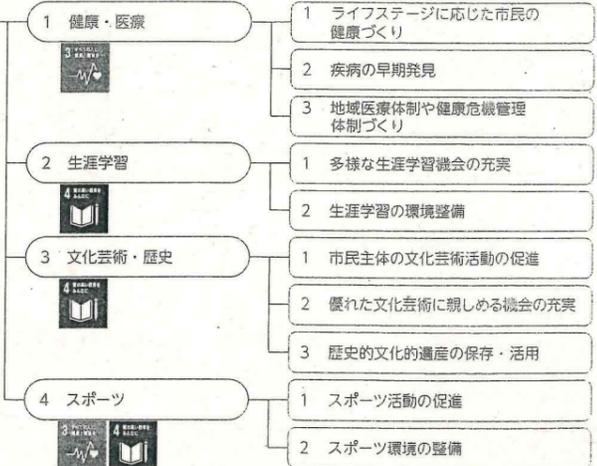
まちづくりの基本政策

1 安心・安全で快適に暮らせるまち

施策
【関連するSDGs】



2 生きがいを持って健康・長寿に暮らせるまち



まちづくりの基本政策

3 良質な住環境のなかで暮らせるまち

施策
【関連するSDGs】



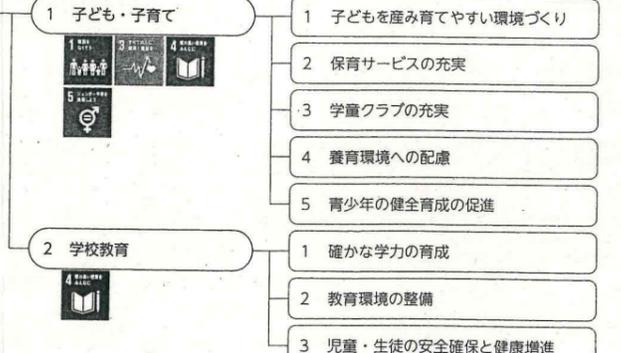
まちづくりの基本政策

4 賑わいと魅力のあるまち

施策
【関連するSDGs】



5 誰もが自分らしく暮らせるまち



6 子どもをみんなで育むまち

